

# 厚生労働省説明資料

令和2年3月25日

# 新型コロナウイルス感染症対策に関し都道府県に特にご協力いただきたい事項

## (1) 感染状況の進展を見据えた体制移行の検討

- 今後の感染状況の進展に応じて、段階的に感染拡大防止対策や医療提供体制を移行させていくことが必要。3月1日付事務連絡において、協議会を設置し、各都道府県の感染状況に基づいた対策の移行の要否も含めた対策の検討を依頼しており、対応をお願いしたい。

### 【厚生労働省の取組】

都道府県が県内の感染状況を踏まえて体制移行の検討を行えるよう、個別に(県の要請に応じて)、丁寧な相談を実施。

## (2) ピーク時を見据えた医療体制(病床、機材、人材等)の確保

- 3月6日及び19日付事務連絡で示したシナリオに基づき、ピーク時に向けた医療提供体制の整備を進めていただきたい。
- ①都道府県調整本部の設置、②重点医療機関の設置、③都道府県内の医療体制(医療機関の人員、病床、機器、医療資源)、特に重症者であるICUでの治療や人工呼吸器やECMOの装着が必要な方への医療体制については、患者の症状や治療内容に合わせたICU、ハイケアユニット等病床の種類ごとの状況や対応できる医療従事者の確保状況を把握し、それを踏まえた機器の整備をお願いしたい。
- 都道府県域を超えた調整を要する場合、地方厚生局職員も含めた厚生労働省等との連携・調整の在り方を検討いただきたい。

### 【厚生労働省の取組】

ピーク時に向けた医療提供体制の整備に関して、3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策(第2弾)を策定。具体的には、

- ・ 感染症予防体制整備事業において、緊急時に、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床の確保を行った医療機関に対して、報償費等として2分の1の補助(クルーズ船に係る場合は10分の10)
- ・ 人工呼吸器及び付帯する備品について、222万1千円に厚生労働大臣が必要と認めた台数を乗じた金額の2分の1の補助

さらに、現在、各自治体を經由して収集している病院の患者の受入れ状況や医療機材等の配備状況等、新型コロナ感染症に関する情報について、神奈川県が先行的な取組をベースに国で集計したデータを各自治体と共有するための仕組みを構築する取組を進めている。

# 新型コロナウイルス感染症対策に関し都道府県に特にご協力いただきたい事項 (つづき)

## (3) 保健所の体制強化について

- 新型コロナウイルス感染症のオーバーシュート(爆発的急増)の発生を防止するためには、積極的疫学調査等のまん延防止策に重点的に人員を投入し、患者クラスターの連鎖を断ち切るための取組を引き続き、強力に進めていく必要がある。
- 積極的疫学調査等の着実な実施のためには、保健所への人員の投入が必要であり、既に、保健所の業務継続のための体制整備について、全庁的な取組を依頼しているところであるが、現状では、総務主管部局の主導により取組が行われている都道府県は10%台にとどまっている。
- 改めて、都道府県知事のリーダーシップのもと、保健所の体制を強化し、今後の地域における感染拡大防止策の実施に万全を期していただくようお願いしたい。

### 【厚生労働省の取組】

帰国者・接触者相談センターの業務の全部又は一部について、地域の医師会や医療機関などに外部委託することを可能とするとともに、同センターの設置のために必要となる人員及び、積極的疫学調査等のために必要となる人員について、非常勤職員の雇用に係る経費を助成するとともに、こうした取組等保健所の体制整備に資する情報を3月13日付及び3月17日付けで事務連絡を发出。

# 新型コロナウイルス感染症対策に関し都道府県に特にご協力いただきたい事項 (つづき)

## (4) 各地域や全国的な感染状況等を把握するための各種調査への協力

○ 各地域及び全国的な感染状況の把握や対策の実効性の評価のためには、現状認識の共有が極めて重要。

このため、下記各種調査への協力をお願いしたい。

- ・ 帰国者・接触者相談センターの相談者数、帰国者・接触者外来の受診者数・PCR検査件数等の調査(3月7日付事務連絡)
- ・ 病床及び人工呼吸器等の調査(感染症指定医療機関以外の医療機関も含む)(3月2日付事務連絡)
- ・ 陽性者等に関する調査(2月4日付通知、2月12日付通知)、PCR検査実施体制整備の調査(3月4日付事務連絡) 等

### 【厚生労働省の取組】

国の新型コロナ対策に係る都道府県からの情報収集については、それぞれの目的に応じた情報を、厚生労働省対策本部の複数部署から都道府県の対応窓口個別に収集しているところであるが、都道府県の負担も考え、類似の情報については、本部の同一部署から一元的に都道府県の窓口部署に情報提供を依頼するよう改善を図るべく検討を進める。

(例:PCR検査関係の検査実施人数と接触者外来を通じた検査実施人数など)

## (5) 医師が必要と認めるPCR検査の確実な実施

○ 医師が必要と認めるPCR検査が地域で確実に実施されるよう、検査体制の強化・調整等を行う協議会において、地域の課題に関する認識を共有いただき、地域の医療関係者において課題解決に向けた議論をお願いしたい。

また、協議会の中でも解決できない問題等があれば、適宜、国にもご相談いただきたい。

### 【厚生労働省の取組】

PCR検査については、様々な取組を進めることにより、今月末には、8千件を超える検査能力が確保される見込み。引き続き、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるよう取り組んでいく。

# 厚生労働省説明資料(参考)

令和2年3月25日

# 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに 備えた入院医療提供体制等の整備について

## 基本的な考え方

- 3月6日の事務連絡において示した我が国の新型コロナウイルス感染症患者の発生予測（シナリオ）に基づき算出したピーク時の入院患者数及び重症者数を受入れるために必要な医療提供体制を、都道府県が中心となり整備。
- その際、新型コロナウイルス感染症患者以外の**全ての疾患の患者も考慮した地域全体の医療提供体制を整備。**
- 専門的な医療従事者等を集約し、効率的な治療を行う等の観点から、**重点的に患者を受け入れる医療機関を設定。**

### 調整本部等の設置

- 県内の患者受入れ調整等を行うため、救急医療や感染症の専門家が参画する**都道府県調整本部(仮称)**を設置する。
- また、県境をまたいで患者搬送等の調整を行う必要が生じた場合には、厚生労働省も支援を行う。

## 医療機関・病床の確保

- 都道府県は、ピーク時の入院患者数及び重症者数の受入体制を整備するため、「地域の実状に応じた、重症度などによる医療機関の役割分担を予め決めておくことが重要」（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋）であり、必要に応じて医療機関へ割り当てる形で調整を行う。
- 重点医療機関の設定も含め、**順番<sup>注)</sup>**に地域の医療機関へ新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床等の確保を要請することも検討。
- 整備にあたっては、実際に新型コロナウイルス感染症患者が発生した際、受入れ病床を確保するため、医師の判断により他の疾患の患者を他の病床や医療機関に受け入れてもらうことも視野に入れて調整。
- 新型コロナウイルス感染症患者のうち重症者については、感染管理に加えて集中治療室での管理や人工呼吸器管理が必要であることから、これらを念頭に置いた医療機関の整備を行うとともに、人工呼吸器等の需要が増加することが見込まれることから、必要な医療資機材及び対応出来る人員の確保状況を把握する。

注) 整備に関する具体的な順番の例。

①感染症病床 ②感染症指定医療機関や新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の一般病床 ③新型インフルエンザ患者入院医療機関、公立・公的医療機関 等

## 医療従事者の確保

- 重点医療機関等への医療従事者の派遣を検討。
- 感染症指定医療機関等において入院患者や重症者の治療に専念するため、外来診療を行わずに人員を入院に重点化させる医療機関の指定を可能とする。
- 専門医や重症者治療の経験を持つ看護師の不足が見込まれるため、専門医や経験のある看護師を中心としたチームをつくる。
- 専門医や感染管理認定看護師等による、個人防護具の着用方法やゾーニング等についての研修を現時点から実施する。

## 患者の搬送・医療物資関係

- 搬送の調整は、都道府県調整本部が実施するため、予め、搬送方法等について関係者(医療機関、消防機関、民間救急等)と事前に協議を行うとともに、関係者に事前に周知を徹底する。
- 搬送について、重症者の搬送は、医師が同乗する必要があるため、事前に病院救急車やドクターカーの活用について調整を行う。
- 医療物資を適切かつ重点的に配分する仕組みの検討

# 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた 入院医療提供体制等の整備について①

## 事務連絡の位置付け

- 「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」（令和2年3月6日付け事務連絡）において示した我が国の新型コロナウイルス感染症患者の発生予測（シナリオ）に基づき算出した地域のピーク時の医療需給に備えた入院医療提供体制等の整備の考え方や施策について示したもの。
- 関係者と協議の上で、地域の実情に応じたピーク時に備えた入院医療提供体制等の整備を早急に進めていただくようお願いする。

### （留意点）

- 今回、示しているのは、入院医療提供体制の対策の移行が行われた（つまり、症状がない又は医学的に症状の軽い方は自宅での安静・療養を原則とした）後に、入院治療が必要な方への入院医療提供体制等の整備のために、今から実施すべき準備・対策の内容を具体的にまとめたもの。
- 今回の内容は、対策移行の事務連絡に基づいた現行の対策を移行させる必要があるかの検討等とは別途、検討・準備すべきもの。
- 現時点で患者が少数である地域においても、ピーク時の医療需要に対応するため、今から体制整備を早急に進めていただきたい。

# 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた 入院医療提供体制等の整備について②

## 基本的な考え方

1. 我が国の新型コロナウイルス感染症患者の発生予測（シナリオ）に基づき算出したピーク時の入院患者数及び重症者数を受入れられるよう医療提供体制の整備について**都道府県での対応を基本とする。**
  - 新型コロナウイルス感染症患者への対応のみならず、他の疾患等の患者への対応も勘案して全ての疾患の患者も考慮した地域全体の医療提供体制を整備
  - 専門的な医療従事者等を集約し、効率的な治療を行う等の観点から、重点的に患者を受け入れる医療機関を各都道府県に設定
  - 市区町村、地域の医療機関や消防機関などの関係者や地域医師会等の関係団体等と協議しつつ対応
  - 保健所設置市及び特別区は、新型コロナウイルス患者発生情報等を、速やかに都道府県に提供
2. 都道府県域内での医療提供体制では対応しきれない場合には、**都道府県を越えた広域搬送を行う。**

（留意点）

  - ※ 都道府県での対応を基本とすることから、**保健所設置市及び特別区を含めた市区町村は新型コロナウイルス感染者の発生や重症度、クラスターの発生などの情報について、都道府県や、都道府県を通じて隣県へ早急に情報提供を行うこと。**更に、都道府県は、必要に応じて厚生労働省に相談や情報提供を行うこと。
  - ※ なお、厚生労働省としても、各都道府県が医療提供体制を整備するに当たって必要な技術的な助言や支援を適宜行えるよう調整することとしている。

# 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた 入院医療提供体制等の整備について③

## 都道府県調整本部（仮称）の設置

- 都道府県において、**県内の患者受入れ調整等を行う本部**を設置
- 都道府県調整本部の主な業務
  - ・ 情報の収集（医療体制整備状況、病床稼働状況、人工呼吸器やECMO※の稼働状況 等）
  - ・ 入院患者及び重症患者の受入れ調整
  - ・ 入院患者及び重症患者の搬送調整
  - ・ 技術的助言（治療、感染防御 等）
  - ・ その他（医師派遣調整 等）
- 集中治療/呼吸器内科治療/救急医療/感染症医療の専門家、災害医療コーディネーター等に必要に応じて参加を要請
- 24時間対応のため、搬送調整の中心となる「患者搬送コーディネーター」を複数名※配置
  - ※1名は、「統括DMAT(災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team)」の資格を有する者であることが望ましい
  - ※患者の状態を考慮したうえで搬送の是非、搬送先の選定を行う必要があるため、集中治療にも精通していることが望ましい。

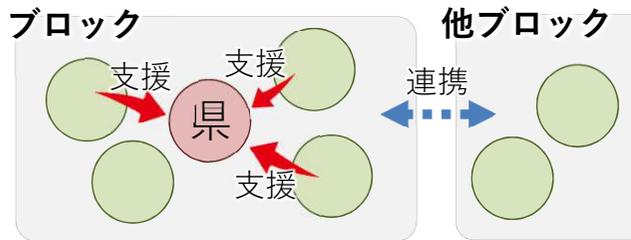
## 広域調整本部（仮称）の設置

- **広域ブロック内や広域ブロックを超えた患者の搬送の必要が生じた場合に調整を行う機能（本部）**を設置（各広域ブロック毎に設置することも含めて検討※）
  - ※詳細は追って情報提供する
- 広域調整を行う際には、都道府県調整本部の担当者や地方厚生局職員も含めた厚生労働省の職員、患者搬送コーディネーター等が参画するとともに、地域の実情に応じて、患者の搬送調整に必要な関係者が参画することを想定

# 【参考】患者数の増加に伴う入院医療の広域連携①（イメージ）

- 事前調整**
- ・患者を重点的に受け入れる「重点医療機関」を設定し、病床確保の方針を協議する。
  - ・都道府県内の患者受入れを調整する「都道府県調整本部」を専門家の参加のもとに設置する。
    - 医療体制整備状況、各医療機関の病床稼働状況、人工呼吸器やECMOの稼働状況等を把握
    - 患者搬送手段について事前に協議を行うとともに関係者に周知

## ブロック内の流行状態A



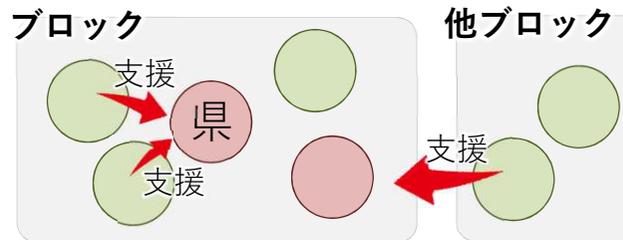
ブロック内の1つの県で流行

- **感染拡大を認める都道府県**
  - ・できる限り感染拡大を抑止。
  - ・対応困難な重症者について、原則としてブロック内の他都道府県への搬送を調整。

### 連携

- **感染拡大を認めない都道府県**
  - ・地域内での流行に備えて、重症度に応じた病床を確保。
  - ・感染拡大している都道府県からの重症者の受け入れ。
  - ・医療従事者の派遣を検討。

## ブロック内の流行状態B



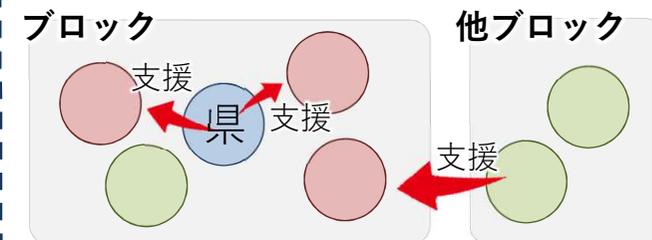
ブロック内の2つの県で流行

- **感染拡大を認める都道府県**
  - ・できる限り感染拡大を抑止。
  - ・対応困難な重症者について、ブロック外も含めた他都道府県への搬送を調整。

### 連携

- **感染拡大を認めない都道府県**
  - ・地域内での流行に備えて、重症度に応じた病床を確保。
  - ・地域内での流行に備えつつ他の都道府県からの重症者の受け入れについては縮小。

## ブロック内の流行状態C



ブロック内の3つ以上の県で流行

- **収束に向かっている都道府県**
  - ・感染拡大している都道府県からの重症者の受け入れ。
  - ・医療従事者の派遣を検討。

### 連携

- **感染拡大を認める都道府県**
  - ・対応困難な重症者について、ブロック外の他都道府県への搬送を調整。

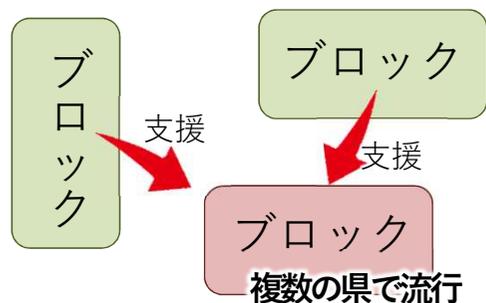
- **感染拡大を認めない都道府県**
  - ・地域内での流行に備える。

## 【参考】患者数の増加に伴う入院医療の広域連携②（イメージ）

### 事前調整

- ・ 広域ブロック内や広域ブロックを超えた患者の搬送の必要が生じた場合に調整を行う「広域調整本部」（仮称）の各広域ブロックでの設置を考慮する。
  - 都道府県調整本部の担当者や厚生労働省（地方厚生局含む）の職員、患者搬送コーディネーター等が参画
  - 都道府県を超えた広域搬送を行う場合を想定した搬送体制について、重症度別に検討

#### 国内の流行状態X



一部のブロック内において流行  
他のブロックは流行を認めない

#### ■ 感染拡大を認めるブロック

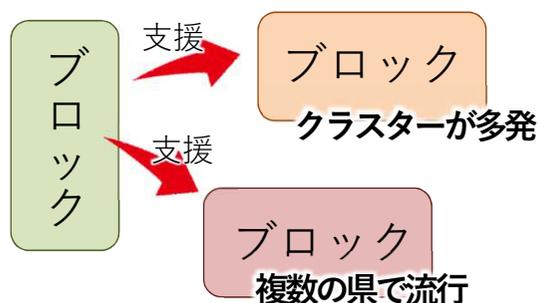
- ・ 対応困難な重症者について、ブロック外への搬送を調整。
- ・ 医療従事者の派遣を要請。

#### 連携

#### ■ 感染拡大を認めないブロック

- ・ 感染拡大を認めるブロックからの患者の受け入れ。
- ・ 感染拡大を認めるブロックへの医療従事者の派遣を検討。

#### 国内の流行状態Y



複数のブロックにおいて流行  
もしくは流行の兆し

#### ■ 感染拡大を認めるブロック

- ・ 対応困難な重症者について、ブロック外への搬送を調整。
- ・ 医療従事者の派遣を要請。

#### ■ 流行の兆しを認めるブロック

- ・ ブロック内での流行に備える。
- ・ ブロック外からの新規患者の受け入れ中止。派遣した医療従事者も順次引き上げ。

#### 国内の流行状態Z



全てのブロックにおいて流行  
もしくは流行の兆し

#### ■ 感染拡大を認めるブロック

- ・ ブロック内の医療資源を効率的に運用して対応。
- ・ 感染拡大をできるだけ抑止。

#### ■ 流行の兆しを認めるブロック

- ・ ブロック内での流行に備える。
- ・ ブロック外からの新規患者の受け入れ中止。派遣した医療従事者も順次引き上げ。

# 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた 入院医療提供体制等の整備について④

## ピーク時を想定した具体的な医療提供体制の整備

### 患者の推計

#### ○ 下記の患者数を、3月6日に通知した事務連絡に基づき推計※

- ・ **入院患者** ⇒ 持続的な酸素投与が必要な肺炎を有する患者又は入院治療が必要な合併症を有する患者
- ・ **重症者** ⇒ 集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸器管理が必要な患者

※ シナリオは公衆衛生上の対策を行っていない場合の推計であり、各種対策を行うことでピーク時の入院患者数等の減少やピーク時期を遅らせることができること、一方で、大規模なクラスターが発生した場合には、シナリオで示した以上に早い速度で入院患者数等が爆発的に増加することも考えられることに留意

### 医療機関・病床の確保

#### ○ ピーク時の入院患者数及び重症者数の受入体制を整備するため、医療機関と調整を実施

##### 【調整方法（例）】

- A) 手上げ方式 → 各医療機関で、患者の受入数を申告し調整
- B) 順番割り付け方式 → 順番<sup>注)</sup>に地域の医療機関へコロナ患者の受入れ病床等の確保を要請

注) 整備に関する具体的な順番の例。(①→②→③→④の順に、病床確保及び病床数を依頼)

- ① 全医療機関の感染症病床
- ② 感染症指定医療機関の一般病床及び新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関
- ③ 新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、公立・公的医療機関
- ④ 上記以外の医療機関

- 医療資源の効率化、特に専門性の高い医療従事者の確保の観点から、病院単位/病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者のみを受け入れること等（「**重点医療機関**」の設定）も検討
- その他、非稼働病床や開設許可前の医療機関の活用、実際にコロナ患者発生時に受入れ病床を確保するため、新規入院制限の要請、医師の判断による他の疾患の患者を他の病床や医療機関に受け入れてもらうこと等も視野に入れて調整
- 無症状者及び軽症者については自宅での安静・療養が原則となるが、仮に重症化しやすい方等との同居や家庭内での感染防止策が不可能である場合には、活用可能な宿泊施設等を利用することも検討

# 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた 入院医療提供体制等の整備について⑤

## ピーク時を想定した具体的な医療提供体制の整備

### 重症者への対応

#### 【病床の確保】

- 重症者については、特に治療体制の整った医療機関（ICU 等）での受け入れが必要なため、事前にピーク時の重症者の受け入れについて、十分に医療機関と調整
- 重症者のうち、人工呼吸器、さらに高度な専門性を要するECMO患者に対しては、特に診療体制の整った医療機関（医療資器材や専門人材が十分配置されている等の医療機関）で受け入れる必要があるため、これらを考慮して病床数を別途割当・調整（その際病棟単位での受け入れも検討）
- 新型コロナウイルス感染症以外の重症者を積極的に受け入れる医療機関を設置するなど、地域の医療提供体制全体にも配慮

#### 【専門人材の確保等】

- 専門医や重症者治療の経験を持つ専門医や看護師の不足が見込まれるため、専門医やそのような看護師を中心としつつ一般の医師や看護師を含めたチームを準備
- 重症化リスクのある高齢者や基礎疾患を有する者に対して、人混みを避けるなど、感染予防に十分に注意を払うよう呼び掛けることで、重症者の発生をできるだけ抑止していくことが何よりも重要。

## 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた 入院医療提供体制等の整備について⑥

### 医療従事者の確保

- 各医療機関の医療従事者の把握に努めるとともに、地域の診療所などに勤務している医療従事者の派遣や、現在、医療機関に従事していない医師、看護師、臨床工学技士等の把握と臨時の職務復帰による医療従事者の確保策についても予め検討（特に専門性を有するECMOについて、過去に管理経験のある看護師等については別途、把握することも検討）
- コロナ患者の入院受け入れ医療機関へ重点的に医師を配置する場合、当該医療機関の他の医療提供を縮小する、あるいはコロナ患者以外の患者を他の医療機関で対応する医療機関に転院させる等の対応を行う必要が出てくる。その際には、地域の医療機能を維持するために必要な医療機関への医療従事者の派遣などを検討（検討の際は、地域の医師会、看護協会等と十分に調整すること）
- コロナ患者（疑われる者も含む）を診療するに当たっては感染予防策を徹底するとともに、感染予防策を適切に講じている場合にはコロナ患者の診療に携わった場合であっても濃厚接触者に該当せず、派遣元の医療機関も含め、他の疾患の患者の診療等を行っても差し支えないとの取扱いを周知
- 「帰国者・接触者外来」が設置されている場合であっても、入院患者や重症者の治療に専念できるよう、地域の関係者と調整の上、コロナが疑われる方の外来診療を原則として行わないこととする医療機関として指定することも検討
- 夜間・休日の外来診療体制については、救急外来を設置していない医療機関に対しても診療時間の延長や夜間外来を輪番制で行うことを求める、在宅医療が可能な方に対しては在宅医療で治療を行うなど、地域の医療機関や医師会等との連携を図りつつ、地域全体で医療従事者を確保
- 感染拡大状況に応じて、医療従事者の確保及び病床の確保のため、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術及び予定入院の延期も検討

## 新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた 入院医療提供体制等の整備について⑦

### 患者の搬送

- 都道府県調整本部を中心に、地域の実情や搬送される患者の状態に応じて、保健所の所有する車両、消防機関の救急車、民間救急車、病院救急車、ドクターカー等を活用した搬送体制※を構築
  - ※必要に応じて、DMAT が活動している場合は患者収容型のDMAT カーでの搬送や自衛隊に協力を求めることも検討
- その際、以下の点に留意
  - ・ 重症者の搬送については、医師が同乗する必要があるため、病院救急車やドクターカーでの搬送が原則
  - ・ それ以外の場合は、保健所の所有する車両、民間救急車や消防機関の救急車を要請することが想定
  - ・ 市区町村境を超えた搬送、都道府県域を超えた広域搬送が行われることを前提に、医療機関や消防機関などの関係者も含めて予め協議を実施

### 医療物資関係

- コロナ患者の対応を行う医療機関に優先的に医療物資の配布を行う必要がある。
- 例えば、医療機関向けマスクについて、その不足により医療現場に支障が生じないよう、都道府県において随時ニーズを把握した上で、増産と輸入拡大を通じて確保したマスクを、自治体を經由する等して、必要な医療機関を対象に優先配布する等、医療物資を適切かつ重点的に配分する仕組みするについて検討

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「帰国者・接触者外来等」受診者数等の報告依頼について

「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等については、「「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について」（令和2年3月5日付け事務連絡）に基づき、報告を行っていただいているところですが、3月6日の新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴い、今後は下記のとおり御報告いただくようお願いいたします。

なお、御報告いただいた内容（今まで御報告いただいたものを含め）については、「帰国者・接触者外来」等の名称を除き、今後、公表の取扱いとすることを申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来等」について

(1) 「帰国者・接触者外来等」の設置状況

- ①報告内容 「帰国者・接触者外来」を設置した又は「帰国者・接触者外来」と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「帰国者・接触者外来等」）の名称、郵便番号、住所、電話番号、二次医療圏名、二次医療圏コード、設置日、保険適用に伴う都道府県等との委託契約締結日
- ②報告時期 「帰国者・接触者外来」等を設置し、又は設置した際に報告した内容に変更があった際その都度

(2) 「帰国者・接触者外来等」の受診者数等

- ①報告内容 1日分の「帰国者・接触者外来等」の受診者数等（「帰国者・接触者相談センター」からの紹介患者の診療を開始した日以降の実績に限る。）
- ②報告時期 翌日 14時まで
- ③報告様式 別添1

## 2. 「帰国者・接触者相談センター」について

### (1) 「帰国者・接触者相談センター」の設置状況

- ①報告内容 「帰国者・接触者相談センター」の設置場所、24時間対応の有無
- ②報告時期 「帰国者・接触者相談センター」を設置し、又は設置した際に報告した内容に変更があった際その都度

### (2) 「帰国者・接触者相談センター」の相談件数等

- ①報告内容 1日分の「帰国者・接触者相談センター」の相談件数等
- ②報告時期 翌日14時まで
- ③報告様式 別添2

## 3. 留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の実績等もまとめて報告すること。
- 報告時のメールの標題は以下のとおりとすること。（北海道の例）
  - 1 (1) 「【01 北海道〇月〇日】 外来設置状況」
  - 1 (2) 「【01 北海道〇月〇日】 外来受診者数」
  - 2 (1) 「【01 北海道〇月〇日】 センター設置状況」
  - 2 (2) 「【01 北海道〇月〇日】 センター相談件数」

## 4. 提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療提供体制班」 宛  
メールアドレス [corona-iryoku@mhlw.go.jp](mailto:corona-iryoku@mhlw.go.jp)

今般の感染拡大状況を勘案し、「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について」（2月28日付け事務連絡）でご依頼した報告時期を1日前倒しさせていただきます。

【変更点】

5. 報告時期

第一回目：3月5日（木）12時 ⇒ 3月4日（水）12時  
次週以降：毎週木曜日の12時 ⇒ 毎週水曜日の12時

各都道府県衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部

感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の  
調査報告依頼について（報告時期変更）

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が策定されましたが、医療提供体制に関しては「この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる」とされております。そのため、今後必要な体制を整備するにあたって基礎情報となる感染症指定医療機関等における入院病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況について、それぞれ調査を行っていただいたところですが、今後は下記のとおり、定期的に調査の上、ご報告いただくようお願いいたします。

本調査の結果については、今後、ある地域で患者数が増えた際に、県域や医療圏を越えた広域の搬送・受入の調整を行うために用いるため、ほかの都道府県や調査対象施設以外の医療機関に調査結果を連絡することがあります。貴職におかれては予めその旨をご了知いただくとともに、調査対象の施設への周知をお願いします。

なお、今後の感染状況によっては、調査対象施設や報告時期を変更することもあります。その場合には、別途、ご連絡しますので、ご協力のほどお願いします。

変更箇所を下線を引いております。変更点は「5. 報告時期」のみです。

## 記

### 1. 調査対象施設について

特定、第一種及び第二種感染症指定医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関並びにその他<sup>\*</sup>に該当する医療機関に加えて、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関を対象とする。なお、別添1に平成31年4月1日時点で厚生労働省が把握している対象医療機関を記入していますが、それ以降変更があった場合や当該医療機関以外で「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関があった場合は、その医療機関も対象とする。

(※) 地域の実情に応じ、指定（地方）公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定（地方）公共機関である医療機関（独立行政法人国立病院機構、日本赤十字病院、独立行政法人労働者健康安全機構の病院等）又は公的医療機関等（大学附属病院、公立病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院等）で入院患者を優先的に受け入れる体制の施設。

### 2. 感染症指定医療機関等における入院病床の状況の調査について

#### (1) 対象病床

1. の調査対象施設の全病床を対象とする。詳細は別添1のとおり。

#### (2) 報告内容

①病床数：1. の施設における2. (1) の病床数及び報告時点における空床数。

そのうち、

- ・「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）に基づきあらかじめ厚生労働省の要請を受けて都道府県等が調整した病床数
- ・一般病床のうちICU病床数、モデル病床（「結核患者収容モデル事業の実施について」（平成4年12月10日健医発1415号）における結核患者収容モデル事業の対象となる一般病床又は精神病床）数

についても報告を求める。

②新型コロナウイルス感染症患者等の入院者数：報告時点で2. (1) の病床に入院している、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者数

(※) 詳細は報告様式に従ってご報告ください。

3. 感染症指定医療機関等における人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査について  
貴職におかれては、「【調査依頼】感染症指定医療機関等における人工呼吸器等の保有状況・稼働状況について」（令和2年2月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか事務連絡）で、ご報告いただいたところであるため、基本的には以前ご報告いただいたときからの状況の変化をご報告ください。

(1) 報告内容

- ① 1. の施設において、保有している下記のA)～C)
- A) 人工呼吸器台数  
(ここでいう人工呼吸器とは、汎用人工呼吸器、成人用人工呼吸器であって、基本的に重症肺炎の成人に使用可能なものをいう)
  - B) 新生児・小児用人工呼吸器台数
  - C) 体外式膜型人工肺 (ECMO) 台数
- ② 1. の施設において、報告時点で使用していない下記のA)～C)
- A) 人工呼吸器台数
  - B) 新生児・小児用人工呼吸器台数
  - C) 体外式膜型人工肺 (ECMO) 台数

(2) 留意事項

- ここでいう人工呼吸器とは、汎用人工呼吸器、成人用人工呼吸器であって、基本的に重症肺炎の成人に使用可能なもので、気管挿管に対応可能なもの（マスク換気が主たる呼吸器（複数一般的名称製品として「汎用人工呼吸器」や「成人用人工呼吸器」を標する製品）は除く）をいう。

保有数を報告する際には、リースしているものも含むが、現在医療機関内に確保している台数のみ報告すること。また、現在使用可能なもののみを報告するものとし、故障している等、現在使用できない人工呼吸器は含まない。

モードの切り替え等により小児・新生児用と切り替えられるものは、重複報告をしないようにし、A)でのみ報告すること。

- ここでいう体外式膜型人工肺 (ECMO (Extra-corporeal membrane oxygenation) )とは、救命困難な重症の呼吸不全又は循環不全の患者に使用する救命・生命維持装置のことをいう。患者の静脈血を血液ポンプで体外の血液回路に取り出し、人工肺で人工的に酸素の付加及び二酸化炭素の除去を行った後、患者の静脈又は動脈に戻すものをいう。

4. 報告方法

別添1及び2の報告様式に従ってご記入の上、ご報告ください。

医療機関ごとに1と2の報告内容をまとめて報告するようになっております。

なお、平成31年4月1日時点で厚生労働省が把握している対象医療機関を記入していますが、それ以降変更があった場合や当該医療機関以外で「新型コロナウイルス感染症

患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関があった場合は、医療機関名の欄の一番下の行に医療機関名追加して、そのセルを黄色で塗りつぶして、それぞれの状況の報告をお願いします。

## 5. 報告時期

第一回目：3月4日（水）12時までに、その前日の午前8時時点で判明している状況をご報告ください（その日に予定入院を行う場合は、その病床は埋まっているものと扱ってください）。

次週以降：毎週水曜日の12時までに、その前日の午前8時時点で判明している状況をご報告ください。前週に報告していただいた状況を更新してください。

なお、報告期限を厳守していただきたいため、報告時点の前倒しが必要な場合は、報告時点を明記した上で、ご提出してください。

また、各都道府県の感染状況によっては、毎日の報告を要請することもあります。その際は、負担をなるべく軽減できるよう報告対象含め、別途ご依頼する予定ですので、ご協力をお願いします。

## 6. 報告にあたっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の実績等もまとめて報告すること。医療機関や市区町村からそれぞれ報告をしないこと。
- 医療機関に別添1及び2の報告様式を配布して調査を行う場合には、帰国者・接触者外来の有無については非公表情報であるため、削除して送付すること、また、様式から当該医療機関の行のみ抜粋する等、留意すること。
- 期限内にとりまとめられない場合には、現時点までに把握している情報を期限までに報告し、その後とりまとめたものを別途送付すること。

## 7. 提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部 医療提供体制班」 宛  
メールアドレス [corona-iryoku@mhlw.go.jp](mailto:corona-iryoku@mhlw.go.jp)

## 8. 上記調査に関する照会先

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部 医療提供体制班  
代表 03-5253-1111（内線：8059、8060）  
直通 03-3595-3205

以上

健感発 0204 第 1 号  
令和 2 年 2 月 4 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 12 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 9 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 10 号）が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり改正し、本年 2 月 3 日から適用することといたしました。なお、WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう。

貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等への周知を図るとともに、その実地に遺漏なきようお願いいたします。

別添

## 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」

新	旧
<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1 ～ 6 (略)</p> <p>第 7 指定感染症</p> <p><u>1 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) であるものに限る。)</u></p> <p>(1) 定義</p> <p><u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス (ベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) (以下「新型コロナウイルス」という) による急性呼吸器症候群である。</u></p> <p><u>(2) 臨床的特徴等 (2020 年 2 月 2 日時点)</u></p>	<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1 ～ 6 (略)</p>

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒトーヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

### (3) 届出基準

#### ア 患者（確定例）

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

#### ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

<u>検査方法</u>	<u>検査材料</u>
<u>分離・同定による病原体の検出</u>	<u>喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭</u>
<u>検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出</u>	<u>い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料</u>

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症

又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

第8 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似

第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似

症

(1) 定義

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

(2) 届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。

(3) 注意事項

本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他の情報を総合的に勘案して、届出を行うものである。

(4) 全般的注意事項

(1) において、当該症状が

- ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。

症

(1) 定義

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

(2) 届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。

(3) 注意事項

本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他の情報を総合的に勘案して、届出を行うものである。

(4) 全般的注意事項

(1) において、当該症状が

- ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。
- イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。



新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 （署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称 \_\_\_\_\_

上記病院・診療所の所在地(※) \_\_\_\_\_

電話番号(※) \_\_\_\_\_

（※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の類型					
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑いの死体					
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢(0歳は月齢)	6 当該者職業	
	男・女	年 月 日	歳 ( 月 )		
7 当該者住所 _____ 電話 ( ) - _____					
8 当該者所在地 _____ 電話 ( ) - _____					
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)				
	_____ 電話 ( ) - _____				

11 症 状	・発熱 ・咳 ・咳以外の急性呼吸器症状 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群 ・その他 ( ) ・なし	18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 ( 確定・推定 ) 1 飛沫核・飛沫感染 (感染源の種類・状況 : _____ ) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況 : _____ ) 3 その他 ( _____ )
	12 診断方法 ・分離・同定による病原体の検出 検体(喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料、その他 : _____ ) ・検体から核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体(喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料、その他 : _____ )	② 感染地域 ( 確定・推定 ) 1 日本国内 ( _____ 都道府県 _____ 市区町村) 2 国外 ( _____ 国 _____ 詳細地域 _____ ) ※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可)
13 初診年月日 _____ 令和 年 月 日 14 診断(検案(※))年月日 _____ 令和 年 月 日 15 感染したと推定される年月日 _____ 令和 年 月 日 16 発病年月日(*) _____ 令和 年 月 日 17 死亡年月日(※) _____ 令和 年 月 日		19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項 _____

この届出は診断後直ちに行ってください

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17 欄は年齢、年月日を記入すること。  
 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。  
 11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

健感発 0212 第 3 号  
令和 2 年 2 月 12 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）の施行により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 6 条第 8 項の指定感染症として定められ、法第 15 条に規定する積極的疫学調査を行うことが可能になったところです。

貴職におかれましては、今般の我が国及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえ、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止に向けた対策を強化するため、下記の対応について御協力くださいますようお願いいたします。

記

法第 15 条第 1 項の規定に基づき、管内において新型コロナウイルス感染症と診断された者に関する情報等について、退院するまでの間、別添 Excel ファイルにより新型コロナウイルス対策推進本部サーベイランス班（n-cov\_survey@mhlw.go.jp）へ毎日 14 時までに送付すること。

なお、必要がある場合は、国立感染症研究所感染症疫学センターが調査に協力することが可能であることを申し添える。

事務連絡  
令和2年3月4日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

地域において必要な患者にPCR検査を適切に実施するための体制整備について

今般、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）について、今後、患者数がさらに増加すること等を踏まえ、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」が保険適用される。これを受け、今後、民間の検査機関の検査能力の向上が図られる見込みであるが、当面、患者の増加等により検査の需要が逼迫することも想定される。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかる地域の体制整備として必要な事項を下記の通りとりまとめたので、御了知の上、関係各所への周知のほどをお願いする。

## 記

### 1 都道府県における調整の趣旨について

- 3月6日より保険適用となる「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」（以下「PCR検査」という。）については、これまで行政検査として実施している検査と同様の趣旨で行われることを踏まえ、従前の行政検査と同様に取り扱うこととしている。（令和2年3月4日健感発0304第5号「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」参照）
- 現行、外来では、帰国者・接触者外来の医師がPCR検査の必要性を判断し、保健所に相談の上、行政検査を行うこととなっているところ、今後は、これに加え、行政検査の一環として、保健所への相談を介さずに、帰国者・接触者外来等の医師が都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という）から委託を受けた医療機関（以下「PCR検査可能な医療機関」という。）や民間検査機関へPCR検査を依頼することが可能となる。

- このため、都道府県においては、行政検査（医療機関等への委託によるものを含む。）を適切に実施する観点から、域内の体制整備の状況等及び効率的に検査を実施するための方針を関係者で認識を共有し、帰国者・接触者外来を有する医療機関を含む関係機関で取り扱いを共通にしておくこととする。（別添「地域において必要な患者に PCR を実施する仕組み」を参照）

## 2 都道府県における調整の方法について

- 都道府県においては、PCR 検査の実施体制の把握・調整等を円滑に行うため、例えば、関係機関が集まる会議体を設置し、その場で調整することが考えられるが、域内の実情に応じて適切に関係機関が連携をとれる体制を適切に整えることとする。なお、当該調整は、保健所設置市、特別区も含めて都道府県を区域として調整を行うこととする。
- 都道府県において、会議体を設置する場合には、例えば、以下のようなことが考えられる。なお、会議体を設置しない場合であっても、以下の①の関係者と②及び③の事項について、域内の状況把握・関係者調整を行うこととする。
  - ①参加者の例  
医師会、病院団体、感染症指定医療機関、地方衛生研究所、衛生検査所協会、帰国者・接触者外来を設置している医療機関 など
  - ②把握すべき事項
    - ・域内における PCR 検査実施可能機関（医療機関等）の把握
    - ・各機関における一日あたりの PCR 検査可能件数（都道府県の域内で把握できるもの）（今後、実施機関及び可能件数が変化した場合にはその都度把握する。）
  - ③調整すべき事項
    - ②で把握した各機関の PCR 検査可能件数を踏まえた域内における PCR 検査を効率的に実施できるよう対策・方向を検討し、帰国者・接触者外来を有する医療機関を含め、域内の関係者で調整すること。（別添「PCR 検査リソースの効率運用の例」を参照）
- 都道府県は、上記②の事項について、別表様式 1 の通り、厚生労働省へ報告するものとする。また、②の事項について変更があったときはその都度、厚生労働省へ報告する。
- 都道府県又は都道府県から調整業務の委託を受けた機関（以下「調整機関」という。）は、会議体等で定めた方針に基づき、域内の各機関における受診者の偏り等により、受診者が PCR 検査を受けることができない等の状態とならないよう、必要に応じて会議体等も活用しながら調整を行う。

具体的には以下のような業務を実施する。

- ① 厚生労働省から示された民間検査機関における検査可能件数を把握し、帰国者・接触者外来を有する医療機関等へ情報提供
- ② PCR検査可能な医療機関における検査受付可能件数に達した旨の連絡を受付
- ③ 地方衛生研究所の検査受付可能件数を把握し、可能な場合には、帰国者・接触者外来を有する医療機関等へ紹介

### 3 厚生労働省における調整等について

- 厚生労働省は、広域で対応する検査実施可能体制を有する民間検査機関の検査可能件数を把握し、都道府県へ情報提供する。
- 厚生労働省は、以下の2点について、都道府県からの報告を受けて把握する。
  - ① 都道府県からの PCR 検査実施可能件数
  - ② 都道府県における PCR 検査実施状況
- 都道府県は、域内における PCR 検査の実施可能数を超える受診者が発生した場合には、厚生労働省へ相談すること。厚生労働省においては、上記3により把握した状況に鑑みて、相談を受けた都道府県の近隣の都道府県等における PCR 検査の実施可能状況を提供する等、可能な限り各都道府県における実施体制にかかる助言等を行うこととする。
- その際、厚生労働省において、
  - ・広域的な検査実施可能体制を有する民間検査機関と調整し、可能な民間検査機関がある場合には、協力依頼し、上記相談があった都道府県に対して PCR 検査実施可能数等を情報提供
  - ・国立感染症研究所における検査実施可能状況を確認の上、必要に応じて厚生労働省から国立感染症研究所へ協力依頼を実施などを行う。

以上

(別表様式1)

○域内での対応可能量 (変更があった場合にはその都度報告をお願いします)

自治体名	
記入日	月 日現在

(総括票)

区分		施設数	持続的に検査可能な 1日あたりの検 体数
1	PCR検査可能な医学部・医科 大学及び附属病院		
2	PCR検査可能な医療機関 (区 分1以外)		
3	地方衛生研究所・保健所		

(施設票)

施設名	施設の区分 (総括票の 区分1, 2, 3のいずれ か)	検査開始日 (月/日)	持続的に検査可能な 1日あたりの検体数	他施設から の検体受け 入れの可否 (可、否)

新型コロナウイルス感染症に関する最近の動き  
(特に医療提供体制について)

令和 2 年

- 2月13日 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」決定
- 2月25日 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
- 3月 1日 事務連絡「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」発出
- 3月 4日 事務連絡「地域において必要な患者に PCR 検査を適切に実施するための体制整備について」発出
- 3月 4日 事務連絡「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について（依頼）」発出
- 3月 5日 事務連絡「PCR 検査の体制整備にかかる国への報告について（依頼）」発出
- 3月 6日 「水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（検疫の強化）」閣議了解
- 3月 6日 事務連絡「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）」発出
- 3月10日 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」決定
- 3月13日 「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」公布(翌日施行)
- 3月19日 「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（検疫の強化）」閣議了解
- 3月19日 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」公表
- 3月19日 事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」発出

新型コロナウイルス関係通知等（令和2年3月25日時点）

未定稿

	発出日	文書名
1	1月6日	中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（各自治体宛て）
2		中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（日本医師会宛て）
3	1月17日	新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について（医師会宛て）
4		新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について（各自治体宛て）
5		新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について（国土交通省宛て）
6		新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）
7	1月22日	新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（国土交通省宛て）
8		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）
9	1月23日	新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）（各自治体宛て）
10		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（国土交通省宛て）
11		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）
12	1月24日	新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（関係各位）
13		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る協力依頼について（国土交通省宛て）
14		新型コロナウイルス感染症の周知等の徹底について（協力依頼）（出入国在留管理庁宛て）
15		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に係る検疫対応について（検疫所宛て）
16		新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について（検疫所宛て）
17		中華人民共和国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（検疫所宛て）
18	1月25日	新型コロナウイルスに関連した感染症に係る外国語対応をはじめとする外国人患者への対応等に係る支援ツールの周知等について（協力依頼）（各自治体宛て）
19	1月28日	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について（施行通知）
20		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスクの安定供給について（薬局関係団体宛）
21		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスクの安定供給について（製造販売業者・卸売販売業者宛）
22	1月29日	新型コロナウイルスに係る厚生労働省健康フォローアップセンターの設置について

23		「新型コロナウイルスに関するQ & A」等の周知について
24		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の準備について
25	1月31日	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（日本医師会宛て）
26		新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（各自治体宛て）
27		新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令等について（各検疫所宛て）
28		医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について
29		保育所等における新型コロナウイルスへの対応について
30		社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について
31		医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について（日本医師会ほか31団体宛）
32	2月1日	新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての14日以内の発生国滞在歴に関する確認について（検疫所宛て）
33		新型コロナウイルス感染症への検疫対応に際しての14日以内の発生国滞在歴に関する確認について（出入国管理庁宛て）
34		「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について
35		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について
36	2月3日	新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について（各自治体宛て）
37		感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）
38		感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者退院及び就業制限の取扱いについて
39		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について（各自治体宛て）
40	2月4日	感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について
41		新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う医薬品原料等の確保について（医薬品業界宛）
42		新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う医療機器等の確保について（医療機器業界宛）
43	2月5日	旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について（各自治体宛て）
44		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク等の安定供給について（医療関係団体宛）

45		医療施設等における新型コロナウイルスへの対応状況把握について（依頼）
46		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その2）
47		【調査依頼】 感染症指定医療機関等における人工呼吸器等の保有状況・稼働状況について
48	2月6日	新型コロナウイルスに関連して国の要請に基づき外出を自粛している者に係る診療報酬の取扱いについて
49		感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者退院及び就業制限の取扱いについて（各自治体宛て）
50		感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者退院及び就業制限の取扱いについて（日本医師会宛て）
51		新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について（各自治体宛て）
52		新型コロナウイルス感染症の診査に関する協議会の運営について（日本医師会宛て）
53	2月7日	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について（各自治体宛て）
54		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について（日本医師会宛て）
55		新型コロナウイルスに関する心のケアについて
56		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒薬など衛生用品の安定供給について（薬局関係団体宛）
57		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その3）
58	2月9日	新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（各自治体宛て）
59		新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（日本医師会宛て）
60	2月10日	新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受入れについて
61		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う各種防護具の確保策について（協力要請）
62	2月12日	新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）

63		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について（各自治体宛て）
64		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について（日本医師会宛て）
65		新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部（局）長会議の資料について
66		新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について（関係各位）
67		新型コロナウイルス感染症の発生に係る協力依頼について（航空会社宛て）
68		新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う消毒薬等の安定供給について
69		新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う医療用医薬品の安定供給について（製薬団体宛）
70		新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う医療用医薬品の安定供給について（卸売販売業者宛）
71	2月13日	新型コロナウイルスを検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令等（施行通知）
72		新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保及び感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について
73		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その4）
74		医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（自治体宛て）
75		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の強化について（依頼）
76		保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）
77		社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月13日現在）
78		感染症指定医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）
79	2月14日	新型コロナウイルス感染症の発生に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
80		社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）
81		新型コロナウイルスに関連した感染症の診断に用いる検査試薬等の安定供給について
82	2月15日	「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の更なる充実について（依頼）
83	2月16日	新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて
84		新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて（日本医師会宛て）

85	2月17日	新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（自治体宛て）
86		新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（自治体宛て）
87		新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（日本医師会宛て）
88		新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）（自治体宛て）
89		社会福祉施設等における職員の確保について
90		「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について
91		新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業者の人員基準等の臨時的な取扱いについて
92		新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
93		情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について
94		検疫所で把握した新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがある者に対する健康フォローアップ等について
95		新型コロナウイルス感染症に係る保護施設の人員基準等の臨時的な取扱いについて
96		世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルスに関する「疾病、傷害及び死因の統計分類第10版（ICD-10）」における対応について（都道府県宛て）
97		世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルスに関する「疾病、傷害及び死因の統計分類第10版（ICD-10）」における対応について（関係団体宛て）
98		新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（日本医師会宛て）
99		「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」への周知について
100	2月18日	新型インフルエンザ患者入院医療機関整備事業の実施について
101		新型コロナウイルス感染症患者等の発生に伴う新型インフルエンザ患者入院医療機関における个人防护具の取扱いについて
102		新型コロナウイルス感染症に関する都道府県等と厚生労働省健康フォローアップセンターの連携について
103		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（自治体宛て）
104		新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の更なる確保について（依頼）（各自治体宛て）
105		新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保に係る支援について（各自治体宛て）

106		社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（各自治体宛て）
107		保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（各自治体宛て）
108		精神保健福祉センター等における新型コロナウイルスに関する心のケアについて
109		新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて
110		保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について
111		新型コロナウイルス感染症に係る児童入所施設等の人員基準等の臨時的な取扱いについて
112		「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（各自治体宛て）
113		「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（日本医師会宛て）
114	2月20日	新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査制について（各自治体宛て）
115		新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）
116		新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について
117		新型コロナウイルス感染症に係る児童自立支援施設通所部及び児童心理治療施設通所部の臨時的な取扱いについて
118	2月21日	新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その5）
119		医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について（その2）
120		新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について
121		「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和2年2月18日付事務連絡）」に関するQ & Aについて
122		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴うマスク・消毒用アルコール等の高齢者施設等への供給について
123		新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について
124		新型コロナウイルス感染症に対する感染管理
125		新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた派遣労働者に係るテレワーク等の実施について（要請）（労働者派遣事業者団体宛て）
126		新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について（日本医師会宛て）

127		職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会宛て）
128	2月23日	ダイヤモンド・プリンセス号の下船者に対する健康フォローアップについて（依頼）
129		社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について
130	2月24日	社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について
131		社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について
132		新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）
133	2月25日	遺体の火葬等の取扱いについて
134		新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）
135		新型コロナウイルスに関する検査体制の確保について
136		医療施設等における感染拡大防止のための留意点について
137		ダイヤモンド・プリンセス号の下船者に対する健康フォローアップの実施について（依頼）
138		新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定について（周知）
139		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について
140		新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について
141		ホームレス等の生活困窮者に対する支援等に関する協力依頼について
142		新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた消費生活協同組合における総（代）会等の取扱いについて
143		新型コロナウイルス感染防止等のための当面の消費生活協同組合における各事業の業務等における留意点について
144		新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について
145		保護施設（通所事業等に限る。）における感染拡大防止のための留意点について
146		新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて
147		保育所等における感染拡大防止のための留意点について
148		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて
149		保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

150		新型コロナウイルスの国内発生に伴う防護具等の安定供給について
151		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について
152		医療施設等における感染拡大防止のための留意点について（日本医師会ほか30団体宛）
153	2月26日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
154		新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う特定健康診査・特定保健指導等における対応について（注意喚起）
155		新型コロナウイルス感染防止等のための当面の地域生活定着促進事業の業務等における留意点について
156		新型コロナウイルス感染防止等のための当面の日常生活自立支援事業の業務における留意点について
157		新型コロナウイルス感染防止等のための当面の成年後見制度利用促進施策における相談業務等における留意点について
158		養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の取扱いについて（周知）
159		保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について（2月26日時点）
160		新型コロナウイルス感染症の発生に伴い幼稚園や小学校が臨時休業した場合の子どもの預かりについて
161		新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者の対応について
162	2月27日	「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整について（周知）
163		新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について
164		「COVID-19に対する抗ウイルス薬による治療の考え方 第1版」の公表について
165		一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本指針
166		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について
167		認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について
168		有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について
169		社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）
170		保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）
171		新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて

172		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について
173		新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども・子育て支援交付金の取扱いについて
174		新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における留意点について
175	2月28日	新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて
176		新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）
177		新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて
178		新型コロナウイルス感染症の発生の伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について
179		リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」について
180		共同生活援助事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について
181		福祉型障害児入所施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について
182		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）
183		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）
184		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について
185		新型コロナウイルス感染防止等のための当面の引きこもり対策推進事業における留意点について
186		新型コロナウイルスに関連した休業により収入が減少・途絶する方に対する生活福祉資金貸付制度の対応について
187		新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その2）
188		新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）
189		ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について
190		新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、就業環境に影響を受けるひとり親家庭等に対する経済的支援について
191		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての児童養護施設等の対応について
192		新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に関するQ & Aの送付について（放課後児童クラブ関係）

193		母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について
194		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて
195		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて
196		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について（自治体宛）
197		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての看護職員の確保について（日本看護協会宛）
198		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、介護保険施設、障害保健施設等の対応について（医師会宛）
199		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、介護保険施設、障害保健施設等の対応について（日本医師会ほか14団体宛て）
200		感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について
201	2月29日	「新型コロナウイルス感染症への対応について（その3）」（※）公共職業能力開発施設等における対応
202		新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブの業務に教員が携わる場合の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の解釈について
203	3月1日	地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について
204		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について
205	3月2日	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その3）
206		新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）
207		社会福祉協議会における新型コロナウイルス感染防止等のための当面の留意点について
208		民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染防止等のための当面の留意点について
209		新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）

210		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について
211		医療施設等への医薬品等の供給に際しての留意点について（卸売販売業者宛）
212		新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う健康増進事業の実施に係る対応について（注意喚起）（自治体宛）
213		感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について（報告時期変更） （各自治体宛て）
214		感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について（報告時期変更） （全国医学部長病院長会議宛て）
215		感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について（報告時期変更） （全国自治体病院協議会宛て）
216		感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について（報告時期変更） （全日本病院協会宛て）
217		感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について（報告時期変更） （日本医療法人協会宛て）
218		感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について（報告時期変更） （日本精神科病院協会宛て）
219		感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について（報告時期変更） （日本病院会宛て）
220		新型コロナウイルス感染症に係る今後の外来診療体制について
221		新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について
222	3月3日	クルーズ船から移送されて入院された方の退院時の取扱いについて
223		食品等取扱い事業者における新型コロナウイルス感染症への対応について（情報提供）
224		新型コロナウイルス感染症の発生に係る献血血液の安定的な確保のための対応について（依頼）
225		新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ & Aについて
226		新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について
227		子育て世代包括支援センター等相談支援を実施する事業に係る新型コロナウイルスへの対応について

228		新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について
229		介護予防・日常生活支援総合事業等における新型コロナウイルスへの対応について
230	3月4日	新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について（依頼）
231		新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて
232		地域において必要な患者にPCR検査を適切に実施するための体制整備について
233		新型コロナウイルスに関する検査体制の確保について
234		新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて
235		検査料の点数の取扱いについて
236		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について
237		各都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄状況及び高齢者施設等に対する対応状況の把握について（依頼）
238		高齢者施設等におけるマスク・消毒用アルコール等に係る充足状況の把握について（依頼）
239		「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）」にかかるFAQ
240		新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業に伴う支援について
241		新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う検査に係る生活保護における取扱いについて
242		歯科診療における新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて（自治体宛）
243		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連した院内保育所の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）（自治体宛）
244		新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する医療法上の臨時的な取扱いについて
245		「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告の徹底について
246	3月5日	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その4）
247		新型コロナウイルス感染症に対する感染管理について

248		新型コロナウイルス感染症に係る病原体核酸検査のみを行うために衛生検査所を臨時的に開設する場合の取扱いについて
249		新型コロナウイルス感染症に係る障害支援区分の認定等の臨時的な取扱いについて
250		新型コロナウイルス感染症対応における障害福祉サービス等に係る介護給付費等の請求（3月・4月請求分）について
251		新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（3月提出分及び4月提出分）の取扱いについて（依頼）
252		PCR検査の体制整備に係る国への報告について（依頼）
253		新型コロナウイルスに関連した感染症の診断に用いる検査試薬等の安定供給について
254		保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月5日現在）
255		新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書（日本経済団体連合会宛て）
256		新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書（全国商工会連合会宛て）
257		新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関する要請書（労働者派遣事業者団体宛て）
258	3月6日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
259		新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について（依頼）
260		医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者の方々へ」の配布について
261		新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について（健康保険組合宛て）
262		新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について（全国健康保険協会宛て）
263		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う緊急一時的な障害児の受入れについて
264		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての重症心身障害児や医療的ケア児等の受入れについて
265		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その4）
266		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等への財政支援制度について
267		市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について
268		新型コロナウイルス感染防止等に係る高等職業訓練促進給付金の取扱いについて

269		介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について
270		社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について
271		「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」に関するQ & Aについて
272		新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）
273		新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査に取り組む企業等の相談窓口の設置について
274		「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）」にかかるFAQ（令和2年3月6日）
275		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する追加の財政措置について
276		社会福祉施設等における臨時休業の状況報告の協力について（依頼）
277		住居がない者への生活保護の適用時における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について
278		新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書（全国中小企業団体中央会宛て）
279		新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請書（日本商工会議所宛て）
280		新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮について（職業紹介事業者団体宛て）
281		新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査に取り組む企業等の相談窓口の設置について
282		新型コロナウイルス感染症対策に関する厚生労働省の施策に係る周知等について（全国社会保険労務士会連合会宛て）
283	3月7日	社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月7日現在）
284		保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月7日現在）
285		「帰国者・接触者外来等」受診者数等の報告依頼について
286	3月9日	医療機関における「新型コロナウイルスの検査を受けた方へ」の配布について
287		社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について
288		新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の活用について

289		新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給資格者が児童扶養手当の受給に必要な届出が提出できない場合等の対応について
290		新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため受給資格者が特別児童扶養手当等の受給に必要な届出が提出できない場合等の対応について
291		新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）
292		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて
293		新型コロナウイルス感染症に係る労働者の休業に伴う休業期間中の労働者等に代替する労働者の確保について（要請）（経済団体宛て）
294		新型コロナウイルス感染症に係る労働者の休業に伴う休業期間中の労働者等に代替する労働者の確保について（協力依頼）（民間人材サービス業界団体宛て）
295		疑義解釈資料の送付について（その21）
296	3月10日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
297		新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の実施について
298		臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について
299		新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について
300		新型コロナウイルス感染症の対応における傷病手当金の支給等について
301		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保険料等の取扱いについて
302		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う任意継続被保険者に係る保険料等の取扱いについて
303		新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について
304		新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について
305		「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」の周知について
306		新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について
307		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて

308		介護保険施設等に対する指導監督の延期等の対応について
309		新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）
310		新型コロナウイルス感染症への対応に伴う国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険関係事務の取扱いについて
311		新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した介護施設・事業所内保育施設の活用について
312		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和元年度当初予算の第4次協議及び令和元年度補正予算の第2次協議の実施について（新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のための緊急追加協議）
313		令和元年度地域医療介護総合確保基金（介護施設等整備分）の事業量調査（4回目）について（新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のための緊急追加調査）
314		保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援（緊急対応策第2弾関係）
315		児童福祉施設等への繰り返し利用可能な布製マスク配布に向けた各施設の状況調査の協力について（依頼）
316		新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾について（各自治体宛て）
317		新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾について（日本医師会宛て）
318		新型コロナウイルス感染症の発生に伴う消毒用エタノールの取扱いについて（日本医師会宛て）
319		新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について
320	3月11日	帰国者・接触者相談センターの運営について
321		新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について
322		新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活困窮者等に対する相談支援の連携について
323		社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月11日現在）
324		保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月11日現在）
325		放課後児童健全育成事業における新型コロナウイルス感染症への対応にかかるQ&Aについて（令和2年3月11日現在）
326	3月12日	積極的疫学調査実施要領について（周知）
327		新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その5）

328		都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について（依頼）
329		「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）」にかかるFAQ
330		地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ
331	3月13日	新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）
332		保健所の業務継続のための体制整備 について
333		「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整に係る留意事項について
334		新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について
335		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に関連した求職者に対する職業紹介時の心のケアについて（情報提供）
336		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その5）
337		新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その3）
338		医療機関向けマスクの医療機関等への配布について
339		加藤大臣 閣議後会見（令和2年3月13日）での発言
340		都道府県等におけるマスク・消毒用アルコール等の備蓄の積極的放出について
341		新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について
342		新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について
343		新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について
344		新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休業に伴う生活保護業務における学校給食費の取扱い について
345		医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等における手指消毒用エタノールの優先供給について
346		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その6の2）
347	3月14日	マスク等の国外移送の自粛について
348	3月16日	「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」に関するQ & Aについて

349		「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する質疑応答集（Q&A）について
350		児童福祉施設等における子ども用マスクの不足の把握等について
351		新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた派遣労働者に係るテレワークの実施について（要請）（経済団体宛て）
352		新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の納税猶予制度について（日本歯科医師会、日本歯科衛生士会、日本歯科技工士会宛）
353		新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の納税猶予制度について（各自治体宛て）
354		新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の納税猶予制度について（日本医師会宛て）
355	3月17日	「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」の周知について
356		保健所の業務継続のための体制整備について（補足）
357		新型コロナウイルス感染症患者の自宅での安静・療養について
358		新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（周知）
359		新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業への対応について（周知）（各自治体宛て）
360		新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響を踏まえた中小企業への対応について（周知）（日本医師会宛て）
361		新型コロナウイルス感染症に関するはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の臨時的な取扱いについて
362		新型コロナウイルス感染症に関する小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の臨時的な取扱いについて
363	3月18日	新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）
364		新型コロナウイルスに関する行政検査の遺伝子検査方法について
365		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染症に関する流行地域について
366		「医療機関向けマスクの医療機関等への配布について」に関する質疑応答集（Q&A）について（その2）

367		介護施設等に対する布製マスクの配布について
368		新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて（第2報）
369		社会的養護処遇改善加算の研修受講要件の取扱いについて
370		社会福祉施設等における臨時休業の状況報告の協力について（依頼）
371		緊急小口資金等の特例措置による貸付金の送金までに係る適切な支援について（周知）
372		疑義解釈資料の送付について（その22）
373	3月19日	新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について
374		新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その6）
375		訪問系サービスにおける新型コロナウイルス感染症への対応について
376		高齢者施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について
377		新型コロナウイルス感染症の拡大防止と介護予防の取組の推進について
378		社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について
379		保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年3月19日現在）
380		新型コロナウイルス感染症に伴う共済契約における手続上の措置について
381		社会福祉施設等におけるコロナウイルスへの対応について
382		新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて（自治体宛）
383		新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）
384		「帰国者・接触者外来等」受診者数等の報告依頼について
385		新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その6）
386	3月23日	職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について（労働者派遣事業者団体宛て）
387		職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組について（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会宛て）
388		疑義解釈資料の送付について（その23）

## 新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言

国においては、3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、20日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「学校の一斉臨時休業」や「大規模イベント等の自粛」に関し「地域の感染状況等に応じた判断が可能となる方針」が示された。

一方で、患者の急増、いわゆるオーバーシュートの発生の可能性も想定し、クラスター対策や重症者に重点を置く入院医療体制の整備に全力を挙げる旨が示されたところである。

全国知事会としては、今後の対策を国と一体となって強力に進めていくため、以下の点について適切に対応されるよう緊急提言する。

### 記

#### 1 政府対策本部の設置及び基本的対処方針の策定

感染による被害を最小限に抑えるには、まん延に至る前の対策が非常に重要であり、緊急事態宣言が発動される前から都道府県内で統一のとれた対策を強力に進めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第1項に基づく都道府県対策本部長による総合調整が不可欠である。

国、地方公共団体が連携してまん延防止対策をより強力に推進するためにも、早急に同法第15条に基づく政府対策本部を設置し、計画的な対策が行えるように、同法第18条に基づく基本的対処方針を速やかに策定されたい。

なお、政府対策本部の設置、基本的対処方針等の策定に当たっては、都道府県に対し、事前に情報提供を行うこと。

#### 2 政府による国民に対する強力な注意喚起

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に至らない場合であっても、患者数が急速に拡大しオーバーシュートの発生が懸念される地域において、明確な根拠を示し、政府の責任においてアラートを出すなど住民に対して強力な注意喚起を行うこと。

その際、都道府県に対して、事前に情報提供を行うこと。

#### 3 感染状況に係る地域類型の基準について

3月19日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」における、地域ごとの対応に関する基本的な考え方に係る地域類型について、各都道府県がどのような地域に該当するかを判断するための基準を示すこと。

#### 4 国と地方の緊密な情報共有

厚生労働大臣と全国知事会のホットラインを構築し、緊急の場合であっても意思疎通を可能にすること。

また、各地方ブロックで厚生労働省から各都道府県に対して状況等について説明すること。都

道府県境を越えて広域に影響するような情報については、必要に応じて、適切に、隣接する都道府県や各地方ブロックなどの単位での情報提供を行うこと。

#### 5 医師会や医療関係団体等に対する協力要請と合意形成

地方では医師会等と調整を図り体制整備を進めているが、国においても責任を持って医師会など関係団体との協力体制と合意形成を進めること。

また、都道府県調整本部等の設置にあたっては、広域的な搬送調整等のノウハウと経験を有するDMATメンバーの協力が不可欠と考えられることから、既存の枠組みにとらわれずDMATの参画・活動が迅速に行えるよう、統一的な考え方を示すこと。

#### 6 入院医療提供体制の整備に向けた国の支援

患者数が大幅に増えた時に備えた入院医療提供体制の整備に向けて、重症者を医療機関で適切に治療できるようにするため軽症者等を自宅等で診療する場合の医療法及び健康保険法上の特例的な措置、既存病床の有効活用のため精神病床等と一般病床間の一時的な転用を柔軟に行えるような医療法上の特例的な措置、都道府県調整本部の設置や、入院患者の医療機関への割当て等の調整に資する国の財政的、技術的、人的な支援（医療従事者の派遣を含む）を行うこと。

例えば、軽症者等へ往診・訪問診療により対応する場合には、保険医療機関の所在地と患者の住所地との距離が16キロメートルを超える場合であっても認めるほか、巡回診療により対応する場合は医療法の運用上特別の処置を行い、診療所の開設手続きを不要とするなど対応可能とすることや、空床確保に係る国庫補助について、都道府県が必要と認めるものについてはすべて対象とすること。

また、一般病床に感染症患者やPCR検査中の有症状患者を入院させる場合、対応する医師及び看護体制が別途必要となるなど医療機関の負担増となるため、入院医療機関を支援するための制度を創設すること。

#### 7 医療専門人材の広域融通制度の創設

医療専門人材については地域偏在が大きいと見られるため、都道府県域や都道府県内の医療圏域等を超えて、人材派遣を行うことが必要な場合も考えられる。

このため、新型コロナウイルス感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る制度を創設すること。

あわせて、医療専門人材の派遣を行う場合、派遣元医療機関の減収に対する支援制度を創設すること。

#### 8 医療現場等への供給等

サージカルマスクについて、当面の供給が行われているところであるが、救急搬送を行う消防本部においても既に在庫不足が憂慮されており、一刻も早い供給が必要であること、また、今後対応の長期化が見込まれるため、サージカルマスクのみならず、医療現場や消防本部での感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、さらには入院医療体制の充実のために必要な簡易陰圧装置等一

一般病棟において必要な幅広い医療機器の設備についても国が責任をもって調達し現場まで継続的に供給すること。あわせて、医療機関の医療廃棄物処理経費も増加していることから、必要な支援を行うこと。

また、検査が必要な方のPCR検査に必要な検査試薬についても国が責任をもって調達・供給すること。

加えて、既に研究用として販売されている抗体検査キットに対する精度等の評価を速やかに行うとともに、特効薬及びワクチンを早急に開発し、医療機関において速やかに検査、診療できる体制とし、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心なる医療体制を構築すること。

## 9 社会福祉施設等への供給

消毒液については、令和2年3月13日付けで、医療機関、高齢者施設等向けに優先供給についての通知がされ、供給の準備が進んでいるところであるが、今後も、社会福祉施設等が必要としているマスク等の衛生物品全体については、消毒液と同様に優先供給のしくみを示すなど、国において責任をもって調達するとともに、都道府県にその見通しを示すこと。

## 10 国の財源措置の柔軟な適用

マスク、消毒液等については、現在の全国的な調達困難な状況に鑑み、年度をまたいだ調達となった場合においても、簡便な手続きによって国の財源措置がなされるように配慮されたいこと。また、令和2年度予算での調達については、事前着手を認める通知を早急に発出すること。さらに、同様に簡易陰圧装置等一般病棟において必要な備品整備に対する国庫補助事業の繰越や令和2年度予算における事業の事前着手を認め、その通知を早急に発出すること。

また、帰国者・接触者外来を行う感染症指定医療機関等では、風評被害等により外来患者の減少がみられるため、国において帰国者・接触者外来での感染症防止の対応（動線の区別など）は十分配慮されており安全である点などを広くPRするとともに、減収に対する支援を行うこと。

## 11 イベント等の開催や事業活動を継続していく上での方針の明確化

イベント等の開催や事業活動を継続していく上で、政府専門家会議においては、3月9日にこれまで集団感染が確認された場である、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人々が密集する」、「近距離での会話や発声が行われた」という3つの条件が同時に重なった場所や場面を予測し、避ける行動をとるよう見解を示された。しかし、政府としての具体的な開催可否を判断できる基準や感染拡大のリスクを防ぎつつ事業活動を継続する分かりやすい基準が示されていない。

現在、イベント等の主催者がそれぞれの実情に応じて自粛、開催等について判断しているところであるが、オーバーシュートが発生する懸念も踏まえ、政府において責任を持ってイベント等の開催や事業活動の継続の判断基準を明確に示すとともに、中止に伴う営業損失について補償するなど、強力かつ実効性のある対策を講じること。

## 12 水際対策の徹底

感染が疑われる帰国者の増加に伴い、既に水際対策の強化が行われているところであるが、現

状、帰国者に要請される検疫所長の指定する場所での14日間の待機や、国内における公共交通機関の不使用を強制できないことから、感染者が空港での待機要請に従わず、公共交通機関を使用し帰国する例が発生している。

このため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく、検疫所長の指定する場所での14日間待機の徹底や、住所地を所管する保健所への通報による関係機関が連携した健康観察体制の構築、待機等に伴う帰国者の費用負担を軽減するなど、水際対策が徹底される実効性の高い措置を講じること。

### 1.3 患者情報等の都道府県への集約化

感染が確認された患者の経過等にかかる情報については、感染症法に基づき、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、今後、感染拡大の状況に応じて、都道府県が主導的に医療提供体制等を検討する必要があることから、都道府県に情報が集約する仕組みを検討すること。

令和2年3月25日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長 徳島県知事 飯泉 嘉門

副本部長 鳥取県知事 平井 伸治

副本部長 京都府知事 西脇 隆俊

副本部長 神奈川県知事 黒岩 祐治



# 新型コロナウイルス感染症の拡大を見据えた 現場起点の医療体制「神奈川モデル」について

2020/3/25（水）

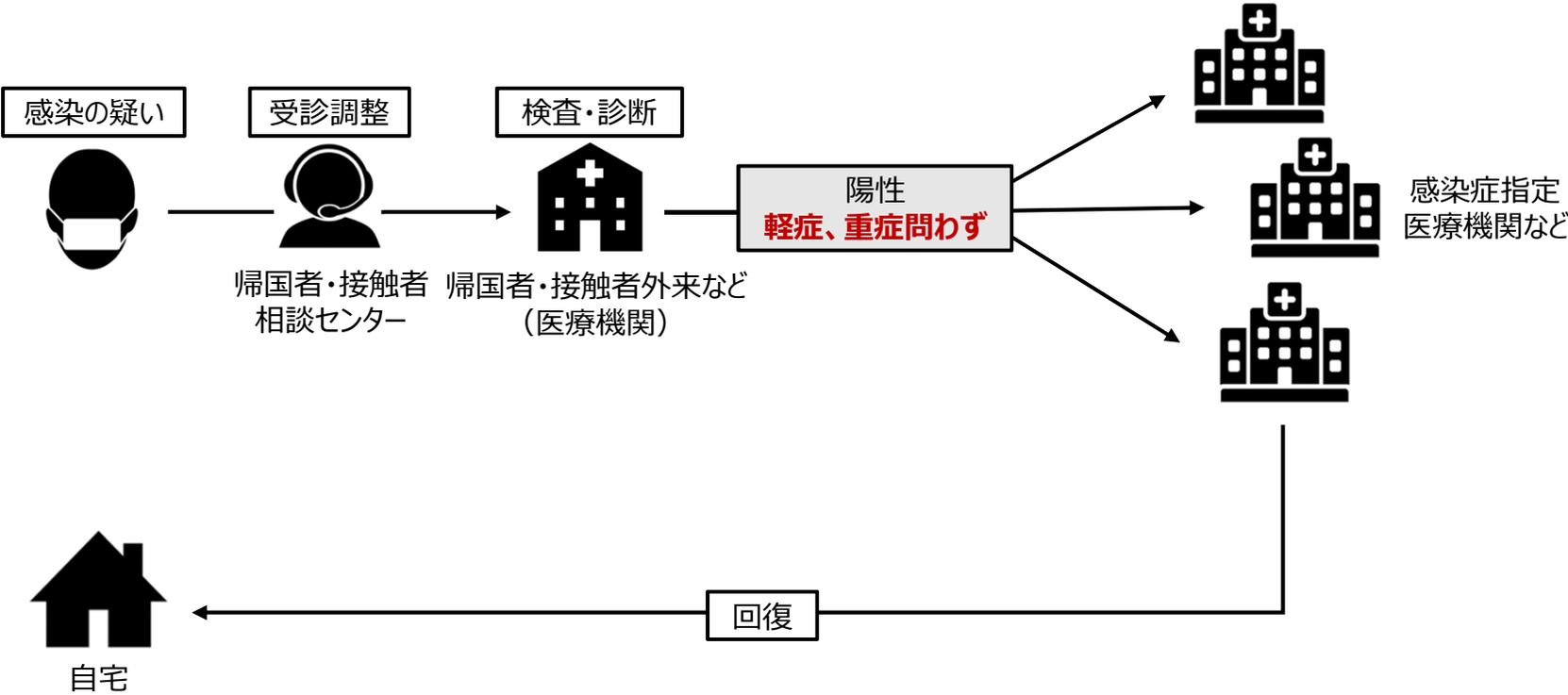
# フェーズの捉え方

	フェーズ0 現在	フェーズ1 移行期	フェーズ2 蔓延期
重症患者数	~20人 (6人*)	20~100人	100~300人
中等症患者数	~100人 (27人※1、※2)	100人~500人	500人~2500人
新型コロナウイルス感染症 医療体制	感染症指定医療機関	高度医療機関 重点医療機関 (軽症者の自宅・宿泊施設療養)	高度医療機関 拡充 重点医療機関 拡充 軽症者の自宅・宿泊施設療養
他の医療体制	平時医療継続	一部医療の抑制	一部医療抑制の継続・拡大

※1 3月17日時点

※2 軽症も含む

# 現状の受診・入院フロー



# 各医療機関の位置付け

**重症**  
人工呼吸/ECMO



救命救急センター等  
高度急性期・急性期病院

**中等症**  
酸素投与 + α



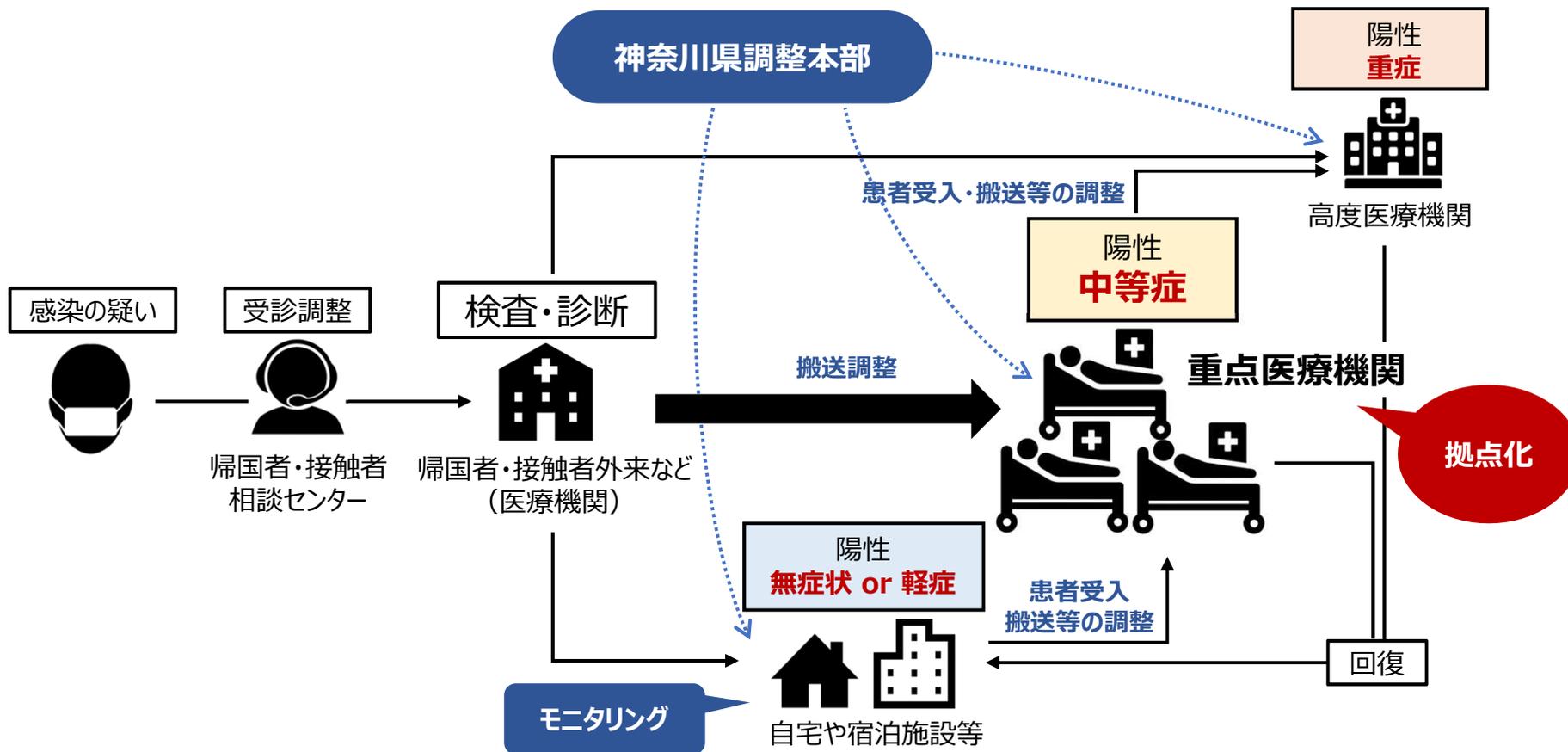
**重点医療機関**

**無症状・軽症**  
酸素投与不要



自宅・宿泊施設等

# 移行期・蔓延期の緊急医療体制「神奈川モデル」



# フェーズに対応した病床確保

	フェーズ0 現在	フェーズ1 移行期	フェーズ2 蔓延期
重症患者数	～20人	20～100人	100～300人
病床確保	-	<b>60～300床</b>	
中等症患者数	～100人	100人～500人	500人～2500人
病床確保	-	<b>240～2500床</b>	
新型コロナウイルス感染症 医療体制	感染症指定医療機関	高度医療機関 重点医療機関 (軽症者の自宅・宿泊施設療養)	高度医療機関 拡充 重点医療機関 拡充 軽症者の自宅・宿泊施設療養
他の医療体制	平時医療継続	一部医療の抑制	一部医療抑制の継続・拡大

**COVID-19対策**  
都道府県内の医療機関状況  
モニタリング基盤（仮称）について  
**【調査ご協力のお願い】**

令和2年3月25日（水）

厚生労働省  
内閣官房IT総合戦略室

# 調査の方法

- 厚生労働省・内閣官房の委託による「COVID-19調査センター（仮称）」から、各病院への直接の調査を行います。
- 調査手法は、集計の容易さの観点から、以下の順位で選択いただきます。
  - Webフォームへの入力（インターネット接続環境のある病院）、HTMLメール
  - テキストメール
  - Fax／電話（自動音声）
- すみやかに各医療機関に事前調査票をお送りし、御担当の連絡先と、調査手法（上記のいずれか）について確認させていただきます。

# ご報告いただいたデータについて

- 厚生労働省・内閣官房において集計の上、各都道府県及び市町村等に、各自治体分のデータ（日次・週次）を共有いたします。
- 医療機関間のデータ共有のあり方については、神奈川県での取組も踏まえ、範囲や項目を絞って決定する予定です。
- 都道府県において、重症者対応のための治療拠点の設定、医療体制の重点化などの検討に活用いただきます。
- 医療提供状況（通常営業／一部制限／停止等）については、医療機関からの公開許諾を得たものについて、厚生労働省・各都道府県ホームページ上での公開・オープンデータ提供可能な形で提供予定です。

# (参考) 神奈川県の実践

本特設ポータルには、風評被害など予期せぬご迷惑をおかけしないよう、公開目的や注意書きを明示しております。

神奈川県  
新型コロナウイルス感染症  
対策サイト

県内の最新感染動向

**医療機関の状況**

新型コロナウイルス感染症が心配なときに

お子様をお持ちの皆様へ

県民の皆様へ

企業の皆様・はたらき手へ

開催中止・延期等を決定したイベントについて

知事からのメッセージ

当サイトについて

神奈川県公式ホームページ

### 医療機関（病院）の状況 最終更新 2020/03/09 18:37

神奈川県 新型コロナウイルス感染症対策本部では、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の [対策基本方針](#) を受けて、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間として、県内で入院病床を有する病院（20床以上）の状況を日次でヒアリングしています。この情報は、各病院の外来・入院・救急等の各機能について、各々の病院がホームページ等で公表している現状の受入可能状況をまとめたものです。

現状、新型コロナウイルス感染症を予防するため、風邪などの症状での新規の外来受入れなどを制限している病院がみられます。（この受入れ制限や停止は、県内で新型コロナウイルスの感染が確認されたことを意味するものではありませんので、ご注意ください。）

限りある医療資源を重症者対策につなげるべく、[ご自分やご家族の症状に不安や心配がある方は、まずは各地域の「帰国者・接触者相談センター」の電話相談や、県が展開している「LINE・新型コロナ対策パーソナルサポート」でのオンライン相談をお願いいたします。](#)

#### 外来（平日）

● 受付可能 ● 受付制限 ● 停止

#### 医療法人社団白寿会 田名病院

- 外来（平日）：受付可能
- 入院：受付制限
- 救急：なし
- 電話番号：042-778-3160

[この病院を拡大](#)

一般公開情報となることを  
各医療機関から了解を得た  
項目のみを公開

各病院のホームページにリンクが貼っております



# 各病院からご報告いただきたい事項②

## 2. 週次調査

### ・医療資材状況

(サージカルマスク、N95マスク、防護服、ディスポーズブルガウン、ニトリル手袋、手洗い消毒用アルコール、検体検査用スワブ等)

### ・その他

(外来通院で科学療法中の患者) 等

2020年3月24日版

<サンプル>

<b>重要</b>	内閣官房新型コロナウイルス対策本部 医療調査班 <b>医療機関 週次調査シート</b>	<b>!! ご回答期限 !!</b> <b>毎週金曜日13:00 まで</b> <small>※金曜日が休日の場合は木曜日まで</small>
-----------	--	---

記入日	月 日 曜日
医療機関名	(医療機関ID)

※事態の変化に迅速に対応するため、各週必ずご返答ください  
※ご回答がない場合、電話等で確認をさせていただきます

医療資材状況 <非公開>							
項目	回答時点の在庫量		現在の在庫の備蓄見通し (○をつけてください)			今後1週間あたりの 想定消費量	主要取引先 ※変更があれば ご記入ください
			1週間 以内	2~3 週間	1ヶ月 以上		
サージカルマスク	約	枚				約 枚	
N95マスク	約	枚				約 枚	
DS2マスク	約	枚				約 枚	
ゴーグル	約	個				約 個	
防護服	約	枚				約 枚	
フェイスシールド	約	枚				約 枚	
長袖ディスポーズブルガウン	約	枚				約 枚	
ニトリル手袋	約	枚				約 枚	
手指消毒用アルコール	約	リットル				約 リットル	
スワブ(検体検査用)	約	個				約 個	
その他 [ ]	約	枚				約 枚	

その他 <非公開>		
項目	回答	備考
外来通院で化学療法中の患者	( )あり ( )なし ↳ 患者数 [ ]人	

※おおまかな空床状況、在庫状況、必要状況の把握を目的としていますので、数量はおおむねの数字で結構です。  
手袋やガウン等、複数のサイズがある場合も、まとめたおおむねの合計数で記載してください  
※本調査結果は今後の政府での医療資材の支援調整等の参考とさせていただきます

**重要**

内閣官房新型コロナウイルス対策本部 医療調査班  
**医療機関 窓口調査シート**

※以下の情報をご記入の上、FAXまたはメールにてご返送ください。  
 ※本シートのご提出は調査初回のみです。

回答期限：3/26(木)10:00

記入日時	月	日	時頃	
医療機関名				医療機関ID

**<非公開情報> ※ただし行政間、医療機関などでは共有**

◆ 総合窓口：政府や自治体からの通知連携先				
担当部署				
役職				
担当者氏名				
電話番号				
メールアドレス				
◆ 調査対応窓口：内閣官房新型コロナウイルス対策本部からの、日次・週次での調査対応				
担当部署				
役職				
担当者氏名				
電話番号				
携帯番号 ※必須				
メールアドレス				
調査への返答方法	[ ] メール	[ ] FAX	[ ] WEBフォーム	
◆ 患者受入れ・医療資材調整窓口：他医療機関や行政・DMATなどからの調整窓口(異なる場合は併記)				
担当部署				
役職				
担当者氏名				
電話番号				
メールアドレス				

**返送先****FAX:03-9999-9999**

メール: anti-covid19-team@cas.go.jp

WEBフォーム: www.XXXX.YYYYY

# 調査のスケジュール

## ■調査の依頼・連絡先確認（本日以降実施）

- 厚生労働省から医療関係団体経由で、各病院に対して、今回のCOVID-19対策としての病院状況モニタリング調査の趣旨を周知し、調査を依頼。
- 上記の依頼と同時に、各病院の連絡先・調査手法を確認

## ■調査の開始（週内に一部開始を目指す。来週以降拡大）

- 一部都道府県において先行実施
- 先行実施結果を踏まえ、必要な補正の後、対象区域拡大